

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」加入のお知らせ

府中市教育委員会

### 災害共済給付制度とは

学校の管理下で発生した災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金の給付を行う、法律に基づいた共済制度です。（独立行政法人 日本スポーツ振興センター法）

### 加入手続と共済掛金

府中市では市教育委員会が一括加入の手続きを取り、全児童が加入します。共済掛金についても全額公費で負担しており、保護者負担はありませんのでご了承ください。

### 給付の対象となる学校の管理下の範囲と災害の範囲

- ①授業中
- ②学校の教育計画に基づく課外指導
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路および方法による通学中
- ⑤その他

（例）各教科、遠足、修学旅行、移動教室、  
部活動、水泳指導  
始業前、休憩時間、放課後  
登下校中

種類	災害の範囲		給付金額
負傷 (けが)	学校の管理下での骨折、打撲、やけどなどで、 <b>治療に要する費用の額</b> （初診から治ゆまでの 医療費の総額）が5,000円以上のもの		<b>医療費</b> ※保険外診療は給付の対象外です ● 医療保険並の療養に要する費用の額の <b>4/10</b> (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用 として加算される分) ただし、高額療養費の対象 となる場合は、自己負担額(所得区分に より限度額が定められている)に「療養に要する費用月額」 の1/10を加算した額となる。また、入院時食事 療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算 した額 ● 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の 支給は初診から最長10年間行う。
疾病 (病気)	学校管理下の事由によるもので、治療に要する 費用の額が5,000円以上のもののうち文 部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病		<b>障害見舞金</b> 4,000万円～88万円 (通学中の災害は半額)
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った 後に残った障害で、その程度により第1級か ら第14級に区分される		
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因す る死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		<b>死亡見舞金</b> 3,000万円 (通学中の災害は半額)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	<b>死亡見舞金</b> 3,000万円 (通学中の災害は半額)
		運動などの行為と関連のない突然死	<b>死亡見舞金</b> 1,500万円 (通学中の災害も同額)

- ※ 「治療に要する費用」とは、窓口での支払いではなく、医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。  
(一般的には、病院の窓口で1,500円以上保護者負担があったものが対象となります。)
- ※ 特定機能病院（200床以上の大規模な病院）で受診する際は通常の医療費と別に特定医療費がかかる場合がありますが、特定医療費は保険外診療のため支給給付対象にはなりません。
- ※ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

### 給付の対象とならない場合

- ※1 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けた場合
- ※2 日本スポーツ振興センター法以外の法令や規定で、国や地方公共団体の負担による給付をうけた場合
- ※3 生活保護法による医療扶助をうけた場合（ただし、障害見舞金及び死亡見舞金は給付されます）
- ※4 給付事由が生じた日（病院などで治療をうけた日）から2年間申請をしなかった場合
- ※5 多数の住民が被害を受けた風水害、震災等の場合

このお知らせは独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

詳しくは**独立行政法人日本スポーツ振興センター**のホームページをご覧ください。

### 給付のための手続き

学校が行います。お子様が「学校の管理下」で災害にあわれた場合は、学校にご連絡ください。

学校から必要書類を受け取り医療機関等で証明を受けてからご提出ください。

必要書類のうち一部の書類（病院、薬局、整骨院での証明等）は日本スポーツ振興センターホームページからダウンロード印刷をすることもできます。

医療費が高額（医療保険でいう10割分の額がひと月に70,000円以上）となった場合は、別途必要な書類がありますので学校にご連絡ください。

治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。

給付までには書類を提出してから2～3ヶ月程度かかります。

学校管理下での事故の場合は、「災害共済給付制度」が優先されますので、

対象になる場合

**子ども医療証「 医療証」は使用しないでください。**

（一般的には、病院の窓口で1,500円以上保護者負担があったものが対象となります）

やむをえず使用した場合は、医療機関で申請の証明を受ける際、「公的医療負担制度」の利用欄に、記載をお願いしてください。（医療機関で記載がなかった場合は、保護者の方で記載をお願いします。）また、学校に書類を提出する際にも、使用の旨をお伝えください。

災害給付制度の詳細については日本スポーツ振興センターのホームページ又は右のQRコードにてご確認ください。

HP 学校安全Web <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

